

性的マイノリティに関する施策の取組状況について

1 三鷹市パートナーシップ宣誓制度

性的マイノリティでパートナーシップ関係にある方の生活上の支障を軽減し、地域における理解促進につなげるため、「三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例」を制定し、令和6年4月1日より「三鷹市パートナーシップ宣誓制度」を開始した。

■ 受理証・受理証カード

宣誓者に発行する、市オリジナルデザインの受理証と携帯が可能な受理証カードを作成した。

受理証（1組につき1部）

【表】

 第 号

三鷹市パートナーシップ宣誓受理証

お二人が、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者であり、三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例第4条に基づく宣誓をしたことを証します。

宣誓日 年 月 日

氏名 氏名
年 月 日生 年 月 日生

住所 住所
年 月 日
三鷹市長



【裏】

この受理証の提示を受けられた方へ

三鷹市は、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく生き、安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。
この受理証の提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。
また、この受理証に記載された内容について、本人の同意なく第三者に公表することのないよう留意してください。

通称名 _____

戸籍上の氏名 _____

※表面の氏名に通称名を使用している場合に記載
※通称名：戸籍上の氏名以外の呼称であって、社会生活上日常的に使用しているものをいいます。



受理証カード（1組につき2枚）

第 号

三鷹市パートナーシップ宣誓受理証カード

お二人が、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した2者であり、三鷹市パートナーシップ宣誓手続条例第4条に基づく宣誓をしたことを証します。

宣誓日 年 月 日

氏名 氏名
年 月 日生 年 月 日生

住所 住所

年 月 日 三鷹市長



戸籍上の氏名 ※表面に通称名を使用している場合に記載



この受理証の提示を受けられた方へ

三鷹市は、一人ひとりの人権が尊重され、誰もが自分らしく生き、安心して暮らせる地域社会の実現を目指しています。この受理証の提示を受けられた方は、この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。
また、この受理証に記載された内容について、本人の同意なく第三者に公表することのないよう留意してください。

2 「みたかSOGI相談（性の多様性に関する相談）」の開始

性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する様々な悩みや不安について、当事者や家族などからの相談に対応する相談窓口を新設し、7月19日より開始する。

- (1) 相談日 毎月第3金曜日 午後5時30分～8時30分
- (2) 相談枠 50分×3人
- (3) 実施方法
事前予約制により、三鷹市女性交流室（相談室）で相談を受け付ける。
相談者の希望により対面・電話のどちらでも対応可能とする。
- (4) 相談員
専門の特定非営利活動法人の相談機関に所属する相談員
- (5) 周知方法
広報みたか（7月7日発行号）及び、市ホームページに掲載する。関連する他の相談事業のページと相互リンクし、アクセスしやすい環境とする。